

『龍野倶楽部 会則』

(名称)

第1条 本会は「龍野倶楽部（クラブ）」と称する。

(設立の目的)

第2条 本会は『城下町龍野』の「豊かな自然と歴史的な町並みの保全と継承」、「少子高齢化による、旧武家屋敷や町家・商店街の空洞化対策と活性化」、またそのための「まちづくり活動」に対して、ふるさと龍野に係る有志による情報共有と情報発信、支援活動を目的とする。

2. 本会の活動は、選挙など上記第1項に掲げる以外の目的には利用しない。

(活動の内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) ふるさと龍野のまちづくり活動やイベント開催に関する情報の受発信
- (2) まちづくりに関する種々の支援活動
- (3) まちづくりに関するアドバイザー・サポーターの募集と派遣など
- (4) 地元自治体や関係団体への提言活動など
- (5) その他本会が世話人会などにより必要と決定した事項・活動など

(会員資格)

第4条 ふるさと龍野に生まれ育った者、通学した者、又は公募のほか本会の目的に賛同する者など、龍野に係る有志を対象とする。

(会員の種類)

第5条 本会へ入会できる会員は、個人又は企業・団体とする。

(会費)

第6条 会員は次の会費を納めるものとする。

- (1) 個人会員 年間 1000円
- (2) 法人会員 年間 2000円

(会長及び役員)

第7条 本会には次の代表及び役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 議長 1名
- (3) 世話人 若干名
- (4) 監事 1名

(代表ほかの選任方法)

第8条 代表及び監事は世話人会を経て選任する。

2. 議長及び世話人は代表が指名する。
3. 代表及び議長以下の任期は特に定めない。

(総会及び世話人会)

第9条 総会及び世話人会は必要に応じて適宜開催する。

2. 総会は代表がこれを招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 当該年度の事業及び収支報告
 - (2) 次年度の事業及び収支計画
 - (3) 会則・会費の改正など
 - (4) その他重要な事項

(役員職務)

第10条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 議長は世話人会を統括し、総会及び世話人会など会議の進行役を務める。
- (3) 世話人は会務を執行する。
- (4) 監事は会計の適正な執行がなされているかを監査し、適切な指導を行う。

(運営経費)

第11条 本会は、次の収入を運営経費の原資とする。

- (1) 会員よりの会費
- (2) その他（寄付など）

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局の設置)

第13条 本会の事務局は「本部事務局」を大阪市、「龍野支局」をたつの市龍野町に置き、会員内外からの連絡窓口及び会計などを所掌する。

「本部事務局」 〒550-0011 大阪市西区阿波座1-12-21 喜多ビル8階

電話 06-6533-6210 ファクシミリ 06-6533-6749

e-mail: tatsuno-ctm@sweet.ocn.ne.jp

「龍野支局」 〒679-4179 たつの市龍野町上霞城5-2 孔雀案内

電話・ファクシミリ 0791-63-0341

附則 この会則は平成25年4月1日から施行する。